

研究責任医師・研究分担者の変更

研究責任医師や研究分担者を変更する場合は、**変更前に**、東京大学臨床研究審査委員会（CRB）に申請し、さらに、研究責任医師、分担研究者（モニタリング担当者、データマネジメント担当者、統計解析担当者等）の変更の場合は、当院の病院長の承認後、関東信越厚生局へ変更届を提出してください。

※ **変更する研究責任医師および研究分担者は、変更手続きが完了するまでは、当該研究を実施しないでください。**

1) 要件の確認

研究責任医師や研究分担者を変更する場合は、以下の要件を満たしている者を選定してください。

- (1) 研究責任医師の要件（以下のすべてを満たしている者）
 - ・ 本学に所属し、本院にて診療に従事する常勤医師（助教相当以上の者）
 - ・ 臨床経験が4年以上であること
 - ・ 東大研究倫理セミナーとCREDITS（e-Learning）の履修完了している者（[「研究者の教育要件」](#)参照）

<留意事項>

- ※ 研究責任医師の不在期間が発生しないようにすること。
- ※ 原則として、研究分担医師の中から選定してください。

- (2) 研究分担者の要件

[研究分担者の選定](#)を確認してください。

※研究責任医師、研究分担者の“職名”や“所属部署名称”の変更は、[事前確認不要事項](#)となりますので、[東京大学臨床研究審査委員会（CRB）事務局確認<実施中>](#)を確認し、

2) 利益相反状況の確認

- (1) 変更となる者の利益相反状況の申告が必要です。
手続きは、[利益相反状況の確認](#)を確認してください。
- (2) 利益相反管理計画（様式E）は、追加する者だけでなく、全員を表示し、“特記事項（任意）”の欄に、以下の通り、対象となる者の氏名を記載してください。

- | |
|----------------------------|
| 例1) 研究分担医師 ○○○○を追加 |
| 例2) 研究分担医師 ○○○○を追加、□□□□を削除 |

<問い合わせ先>

東京大学大学院医学系研究科 利益相反アドバイザー室

e-mail : coioffice@m.u-tokyo.ac.jp

業務用携帯 : 070-1262-1286 ※連絡は、できるだけメールでお願いします。

研究責任医師/研究分担者の
選定

上記1) の要件を確認のうえ、研究を適正にかつ安全に実施できる体制となるよう、速やかに、選定してください。



▼ 以降の手続きは、研究責任医師、分担研究者の変更の場合のみとなります。

